

議案第49号

十和田地域広域事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十和田地域広域事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成28年3月3日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）の一部改正に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

十和田地域広域事務組合規約の一部を変更する規約

十和田地域広域事務組合規約（昭和47年青森県知事指令第4533号）の一部を次のように変更する。

第13条の見出し中「教育委員会の」の次に「教育長及び」を加え、同条中「組合の教育委員会」を「組合の教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）は、十和田市又は六戸町の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、教育委員会」に、「及び」を「又は」に、「有するもので」を「有する者で」に改め、「、教育」の次に「、学術及び文化」を加える。

第14条の見出し中「教育委員の解職請求」を「教育長及び教育委員の失職」に改め、同条中「規定による組合の教育委員の解職請求に関する事務等処理する」を「規約で定める」に改める。

附 則

- 1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の十和田地域広域事務組合規約の規定は適用せず、改正前の十和田地域広域事務組合規約の規定は、なおその効力を有する。